

柏市社会的養護自立支援拠点事業業務委託に関する プロポーザル方式募集要領

1 当該委託等の目的、概要

(1) 件名

柏市社会的養護自立支援拠点事業業務委託

(2) プロポーザルの目的

本業務は、本市の児童相談所開設後における一時保護児や児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、関係機関と連携を図りながら、居場所を提供し、自立に向けた相談支援及び退所後のアフターケアの充実を図るとともに、個々の状況に応じた個別の継続支援計画を作成し、対象者が安定して自立を図ることができるよう支援することを目的とする。

本業務は、児童福祉法第6条の3第16項に規定する「社会的養護自立支援拠点事業」として取り組むものであり、より実践的で具体的な事業運営が可能な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

(3) 業務の概要

別紙「柏市社会的養護自立支援拠点事業業務委託仕様書」のとおり。

なお、業務内容に記載はない事項等について、企画提案に本業務に記載はない事項等について、企画提案に本業務に有効な内容があった場合には、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された請負金額が変更されることはない。

(4) 業務履行予定期間

令和8年11月1日～令和11年3月31日

(5) 予定金額（上限金額）

73,985,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号の規定による第二種社会福祉事業であるため、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項により非課税となる。

なお、本案件については、令和 8 年度から令和 10 年度までの債務負担行為を設定しており、年度ごとの金額内訳は次のとおり。

【年度別内訳】

年度	金額
令和 8 年度	16,065,000 円
令和 9 年度	28,960,000 円
令和 10 年度	28,960,000 円

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 他自治体が発注した同業務及びアフターケア事業について、元請として履行中を含めて業務の実績がある法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和 62 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成 26 年 12 月 18 日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (5) 納税義務がある場合は必要な申告などをしていること、及びその場合において主たる事業所を有する所在地に係る地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 電子交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者または公募日前 6 ヶ月以内に手形もしくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和8年1月27日（火）
参加意思表明書受付締切	令和8年2月18日（水）
質疑書の締切	令和8年2月18日（水）
参加資格要件確認結果通知	令和8年2月25日（水）
質疑書に対する回答	令和8年2月25日（水）
提案書等の提出締切	令和8年3月11日（水）
プレゼンテーション審査	令和8年3月19日（木）
審査結果通知	令和8年3月23日（月）
契約日（予定）	令和8年3月中

※スケジュールは状況により変更する場合がある。この場合は、
参加意思表明書に記載されたメールアドレスまたはFAXにより連絡する。

4 参加意思表明について

(1) 提出期限

令和8年2月18日（水）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式1）

イ 暴力団排除に係る誓約書（様式2）

ウ 事業所概要書（様式任意）

事業所案内（パンフレット）による代替でも可とする。ただし、以下の項目が記載されたものとする。

【事業所名、設立年月、資本金、本社所在地、社員数、業務内容】

エ 同業務経歴書（様式3）

2(1)の業務実績を証する契約書等の写しを添付すること。

オ 2(5)を確認できる書類（納税証明書等）

(3) 提出先

こども部こども相談センター

（柏市柏下65-1 ウエルネス柏3階）

(4) 提出方法

ア 電子メールに提出書類ア～オを添付のうえ、次のメールアドレス宛に送信すること。

メールアドレス：propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

イ メールの件名は「【社会的養護自立支援拠点事業】プロポーザル参加意思表明書等の提出について（会社名）」とすること。

ウ 提出書類のうち様式1及び2には押印のうえ、スキヤナ等を使用しPDF形式（白黒でも可）に変換すること。

エ 提出した際は、事務局（04-7128-5290）に電話し到着確認をすること。

オ 提出書類のうち、様式1及び2の原本は、メールによる提出後令和8年2月24日（火）までに郵送すること

郵送先：〒277-0004 千葉県柏市柏下65-1

ウェルネス柏3階

柏市こども部こども相談センター 開設準備担当

(5) 参加資格の可否

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格要件の確認を行い、参加意思表明をした全てのものに対して、令和8年2月25日（水）までに参加決定の確認結果について、参加意思表明書に記載された電子メールアドレス宛に連絡する。

5 質疑及び回答について

内容等に不明な点がある場合は、次のとおり質疑書（様式4）により受付回答を行う。電話や窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式4）を電子メールで事務局あてに送付すること。

イ メールの件名は「【社会的養護自立支援拠点事業】プロポーザルに関する質疑について（会社名）」とすること。

メールアドレス：propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

ウ 送付した際は、事務局（04-7128-5290）に電話し到着確認をすること。

エ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・
参加業者名・選定委員等）についての質問は受け付けない

(2) 質疑期限

令和8年2月18日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年2月25日（水）までに、参加の意思を表明した全ての者（辞退した者は除く）に対して質疑とその回答を電子メールにより隨時連絡する。

6 辞退について

ア 参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届（様式5）を令和8年3月11日（水）までに電子メールに添付の上提出（送信）すること。また、メールによる提出後、原本（紙）を令和8年3月16日（月）までに郵送すること。なお、本市にメールが到着した場合において、参加の辞退は撤回することができない。

※辞退した場合も今後の入札等において不利な扱いをするこ
とはない。

イ メールの件名は「【社会的養護自立支援拠点事業】プロポー
ザル辞退届の提出について（会社名）」とすること。

メールアドレス：propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

ウ 郵送先：〒277-0004 千葉県柏市柏下65-1

ウェルネス柏3階

柏市こども部こども相談センター 開設準備担当

7 提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和8年3月11日（水）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 提案書表紙（様式6）

イ 提案書（様式任意で、以下、8 提案書の内容のとおり）

ウ 業務実施体制表（様式7）

エ 見積書及び内訳書（様式任意 税抜き価格表記）

- ※ 代表者印または受任者印を押印のうえ提出すること
- ※ 3年間の総額と各年度の内訳を記載すること
- ※ 本要領 1(5)に記載の予定金額(上限金額)を超えないこと

(3) 提出先

柏市こども部こども相談センター 開設準備担当
(千葉県柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階)

(4) 提出方法

ア 持参の場合

柏市こども部こども相談センター 開設準備担当窓口
(千葉県柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階)

持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送先

〒277-0004 千葉県柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階
柏市こども部こども相談センター 開設準備担当
郵送の場合は、書留等送達記録が残る方法にて提出すること。
ウ 送付した際は、事務局(04-7128-5290)に電話すること。
エ 持参、郵送に関わらず、提案書の電子データを令和8年3月11日(水)までに次のメールアドレス宛に送信すること。
メールアドレス : propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

(5) 部数

A4フラットファイルに綴り次の部数を提出すること。
正本1部及び副本6部(副本は複写可) 計7部

(6) その他

参加意思表明書を提出後、提出期限までに提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 提案書の内容について

提案書の作成にあたっては、以下の項目について記載し、20分以内で説明できる内容とし、イラスト・絵・写真などを使用しても構いません。

関連内容	題目・提案
	(1)社会的養護を取り巻く状況と千葉県の児童相談所の現状等を踏まえ、基礎自治体である本市における本件業務の実施にあたっての基本的な考え方
仕様書 1 1 (1)	(2)開設に向けた人材育成、運営体制、準備作業、スケジュールに関する提案
仕様書 1 1 (2)	(3)一時保護を解除された児童（家庭復帰や施設入所等に関わらず）との関係性構築や相談支援に関する提案
仕様書 1 1 (2)	(4)施設入所中の児童との関係性構築や相談支援に関する提案
仕様書 1 1 (2)	(5)施設等を退所等した児童や若者との関係性構築や相談支援に関する提案
仕様書 1 1 (2)	(6)居場所内の整備に関する提案及び居場所の運営や取組に関する提案
仕様書 1 1 (2)	(7)関係機関との連携や支援へのつなぎに関する提案
	(8)上記に掲げる事項のほか、これまでの経験や実績等を踏まえた独自の提案

上記のほか、「別紙1 審査基準」の内容を参考に記載すること。

9 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

最優秀提案者の審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市社会的養護自立支援拠点事業業務委託）（以下、「選定委員会」という。）における書類審査及びプレゼンテーション審査によるものとする。

(2) 選定方法

本事業に係る審査評価基準に基づき選定委員会が評価を行い、各委員の評点数の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、2者以上が同一評価で最高位になった場合は、選定委員会の協議により選定する。提案者が1者のみの

場合も審査を実施する。

(3) 日時

令和8年3月19日（木）予定

参加者の実施時刻については、別途通知する。

(4) 開催場所

ウェルネス柏

(5) 実施時間

40分以内とする（目安：説明20分＋質疑20分程度）

(6) 人数及び説明者

契約した際の責任者を含め3名以内とする。

(7) その他

ア プロジェクターを使用する場合は、提案書の提出時に申し出ること。また、使用する機材等のうち、スクリーン及びプロジェクター以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

イ プрезентーションでの追加資料の配布や提案資料に記載のない新たな提案等については認めない。

10 審査結果

(1) 結果通知

審査結果は、参加者に対し、書面にて通知する。審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(2) 結果公表

審査結果は、市ホームページに公表する。

11 契約手続き

選考した委託候補者と市が協議の上、仕様書の内容を確定し、契約を締結する。

なお、仕様書の内容は、委託候補者の提案を基本とするが、本業務に係る法令や国のガイドライン等への対応のほか本事業を効果的・効率的に実施するために変更協議を求めることがある。

また、選考した委託候補者と市との間で仕様書の内容につい

て協議が整わない場合は、選考結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行う場合がある。

1 2 その他

- (1) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加資格のない者が行った提案又は提案書及び添付資料に虚偽の記載を行った者の提案は無効とする。
- (3) 提案書は、本プロポーザル以外では使用することはない。ただし、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合には、提案書等の提出書類が開示の対象となる。
- (4) 受託者は、主たる業務を第三者に再委託してはならない。
- (5) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本市はその責任を負わない。配達記録郵便の利用又は電話若しくは電子メールなどにより着信確認を行うなどの対策を講じること。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 各提出書類やプレゼンテーションにおける説明の内容について、以下の事由が判明した場合は、失格とする。
 - ア 虚偽又は不正行為があった場合
 - イ その他選定委員会が不適切と認める行為・内容の記載があった場合
 - ウ 見積金額が本要領1(5)予定金額（上限金額）を上回っているとき。
 - エ 異なる提案を複数提案したとき。

1 3 契約担当部署

- (1) 担当部署
柏市こども部こども相談センター
- (2) 連絡先
〒277-0004 柏市柏下65-1 ウェルネス柏内
電話 : 04-7128-5290 (直通)

F A X : 0 4 - 7 1 6 2 - 1 0 7 7

メール : propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp